

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年5月29日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0529 第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）が改正され、令和8年6月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

( 記 )

### ■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D004-2 悪性腫瘍組織検査				
	(胆道癌における)IDH1 遺伝子変異検査	5000	遺伝子・染色体 100	※1
D023 微生物核酸同定・定量検査				
17	BK ウイルス核酸定量	450	微生物 150	※2

下線部が追加されました。

※1. (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア～ウ (略)

エ 胆道癌における FGFR2 融合遺伝子検査、IDH1 遺伝子変異検査

オ～コ (略)

※2. (42) BK ウイルス核酸定量は、血漿又は尿を検体として、臓器移植又は造血細胞移植を行った患者のうち以下のアからエまでのいずれかに該当する患者に対して実施した場合に、本区分の「17」の所定点数を準用して算定する。ただし、診療報酬の請求に当たっては、実施する患者について以下のアからエまでのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 尿中ウイルス感染細胞の検出又は腎機能の低下等により BKV 腎症を疑う患者

イ 血尿等の所見により出血性膀胱炎を疑う患者

ウ BKV 感染症と診断され治療を開始されており、治療効果の確認が必要な患者

エ 拒絶反応又は移植片対宿主病(GVHD)に対する治療を実施し、BKV 活性化の評価が必要な患者

以上

No. 26-12